大分市報

第603号
昭和46年
8月15日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
橋本文治

（全世帯無料配布）

毎月1日・15日発行

テレビ放送

市民の広場
「先生の施設見学会」

大分放送テレビ	テレビ大分
8月29日	9月11日
午前7時15分	午前8時00分

無過失責任を盛り込む

市公害対策審議会 九石の公害対策を答申

市公害対策審議会は七月三十日九州石油大分製油所の第三期増設計画に伴う公害防止対策を市長に答申しました。

これは同製油所の増設に伴い四十四年三月十二日取りかわした「公害防止覚え書」をこの機会に全面改正するため市長が四月一日に市公害対策審議会に諮問していたものです。

答申書によると無過失賠償責任、企業への立入調査、複合公害による被害者の救済措置として公害基金の設置などが盛りこまれている画期的なものです。そこで今回は答申書の概要を紹介します。

大気汚染防止対策

①亜硫酸ガス（いおう酸化物）の地上濃度は〇・〇二ppm（一時間値）さらに下回るように努力すること。②新設の製造装置の煙突は集合煙突として計画（百二十m）よりさらに四十m以上高くすること。③燃料は可能な限り希硫ガスを使用し、とくに新設のボイラーについては可能な限り希硫ガスとの混焼に努めること。④燃料重油はいおう分一・六%以下のものを使用し年を追って低減すること。⑤いおう回収装置から発生するテールガスは今後いおう回収装置の増設に伴っていおう酸化物のウエイトが大きくなるので脱硫について今後十分な対策を講ずること。⑥煙道中の亜硫酸ガス濃度を測定するため各煙道にそれぞれ自記記録計を設置すること。⑦各ばい煙発生施設には高性能な集じん装置を設置すること。⑧緊急時対策用として備蓄する燃料重油はいおう分二%以下のものを二日消費分以上とすること。⑨所内全体のばい煙発生状況を常時監視するため体制の強化をはかること。

水質汚濁防止対策

①排水の基準についてはCOD（化学的酸素要求量）は平均十五PPM以下、最大二十PPM、SS（浮遊物）は平均二十PPM以下、最大三十PPM、油分は平均二PPM以下（努力目標値を一PPM以下とする）、フエノールは〇・一PPM以下に改善すること。②アンモニアの濃度については極力その低減につとめること。③第一から第三排水口の各排水について定時または連続的に測定記録するなど排水の管理を強化し、この記録を定期的に報告すること。④活性汚泥処理は微生物の馴養がとくに重要であるからこれに専門技術者を配置し、運転管理に万全を期し安定した運転ができるように努める必要がある。⑤ドルフィン機橋などにおける原油の陸揚げ、製品の出荷の際はあらかじめこの周辺にオイルフエンスを張って流出に備えるとともに漏油の処理体制を強化すること。

悪臭防止対策・その他

①一部悪臭を発する施設があるのでこれの保守管理について万全を期すること。また発臭が予測される場合はあらかじめ関係住民に連絡すること。②安全弁テストなどとくに高音を発する場合はあらかじめ関係住民にその旨周知させること。

市のとるべき対策

被害者救済

①被害の発生と加害行為との間の因果関係を究明するため調査体制の充実をはかるとともに、企業に対しては立入調査に応ずるなど積極的にこれに協力させること。②加害者には故意または過失の有無にかかわらずその被害を補償させるものとする（無過失賠償責任）③複合公害による被害者の救済については公害基金の設置など実効のある救済措置を講ずるものとする。

測定監視体制の強化

測定監視体制の改化とこれに科学的な裏づけを与える試験検査のための機構、機材、人員などの整備をはかること。

答申をうける安東市長

公害モニターを20名に

監視体制を強める

市では公害に対する住民の監視体制を強化するため八月一日から公害モニターをこれまでの三名から二十名にふやしました。

このモニター制度は住民自身の目で公害監視を強めようと昨年九月から家島地区の主婦三名で発足したもので、今年度はさらに地域を拡大して臨海工業地帯を取り囲む各地区住民二十名に公害を監視してもらうことにしました。

各地区のモニターは三佐四人、家島二人、下鶴崎、小中島、乙津小池原、明野、三ッ川、向原、高松、仲西、中萩原、花津留新町、豊町、舞鶴町、大津町から各一人ずつお願いしています。

モニターの仕事は毎月一回市が配付回収する公害記録表に膚でふれた実態を記録してもらうほか、たえられない臭気や影響が大きい場合には直ちに市公害課に通報してもらうことにしています。

この記録表には発生した公害について①臭いはどの程度でしたか②この臭いによって体にどんな症状がありましたか③どんな種類の臭いがありましたか④天候⑤風の方向などを記録することになっています。

またこのほか大気の汚染、水質汚濁、騒音などの公害もそのつど記録することにしています。

二学期から泳げるよ

上戸次小・城南小・大在中にプール

二学期に間に合うように学校プールの建設が急ピッチに進められています。

いま建設されているのは上戸次小、城南小、大在中の三校です。

上戸次小のプールは二十五メートル、三コースのもので建設費は二百五十万円、城南小は二十五メートル、六コースのプールと長さ十メートル、幅五メートルの小プールを併設し建設費は四百五十万円。大在中は二十五メートル、六コースで建設費四百五十万円。

これで市内の小学校三十七校中三十三校に、中学校十六校中十二校にプールが完備したことになります。

小学校で八十九パーセント、中学校で七十五パーセントの普及率ですが、これは全国的にトップレベルにあるということです。

因みに設備の整っている東京都の場合でも小学校七十六パーセント、中学校七十八パーセントの普及率です。

毎年三校から四校のプールを建設していますので、市内の全小中学校に完備されるのはもうすぐです。

急ピッチで進むプール建設（大在中で）

市消費生活懇談会を開く

今年度は物価問題を

市民生活の安定と向上をめざす目的で、四十六年度第一回の大分市消費生活懇談会が七月二十六日大分文化会館で開かれました。

この懇談会は、消費者の代表、関係業界の代表、学識経験者、計十五名からなり、消費生活問題につき、意見の交換が行なわれました。

その結果ことしは市が生活学校出身者や消費生活モニターを中心に四回研修会を開き消費者リーダーを養成するほか、消費者団体と業界との話し合いの場を設け、相互の理解を深めて行くなどを決めました。

この懇談会はあと三回ほど開かれ大分市の物価問題などに取り組むことになっています。

電話加入権の公売

日時　8月27日　10時
場所　市納税課

今月の納税

市県民税　第二期
国民健康保険税　第三期
（市社会福祉協議会）
以上八月四日まで受付分

寄付のお礼

香典返し寄付（敬称略）

▽古後精一　都町一丁目　▽高橋金　坂ノ市　▽宮成正　東大道町　▽田所久征　豊町　▽桑真澄　大字津守　▽石田元生　下竹中　▽安部泰男　毛子中町　▽長谷清彦　岩田町　▽三隅トヨ　金池町　▽高橋勝美　明磧　▽谷崎利子　古国府　▽赤峰誠　大字政所　▽高橋広　大字毛井　▽萱島真良　大字横田　▽広瀬行恵　大字高瀬　▽佐藤篤　大字羽屋　▽新名千夫　宮尾　▽田島寛　大字牧　▽阿部政一　津守　▽幸芳雄　国宗　▽後藤昭男　鶴崎　▽幸雅信　家島　▽武津喜一郎　大字津守　▽江良正信　大字国分　▽麻生悟　大字国分　▽池永和利　古国府　▽利満光造　大字国分　▽甲斐正幸　八幡田

大分の青空いつまでも

7月のSO_2と浮遊粉じん

SO_2濃度全体に高め

浮遊粉じん低くなる

7月の亜硫酸ガス平均濃度は稙田小学校、竹中小学校を除いて幾分高くなっています。とくに南大分小学校が〇・〇四八PPMで市内の最高値を示し、三佐小学校、小池原消防団詰所、東大分小学校で〇・〇三〇PPM以上となっています。

この原因は東寄りの風が多かったために汚染源の風下にあたる測定点の濃度が高くなったものと思われます。

浮遊粉じんの平均濃度は前月に比べて約半分となっています

46年月別平均亜硫酸ガス濃度（単位PPM）

測定場所＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
鶴崎小学校	0.014	0.012	0.016	0.018	0.014	0.019	0.023
三佐小学校	0.011	0.008	0.012	0.024	0.020	0.025	0.031
小池原消防団詰所	0.009	0.010	0.016	0.023	0.021	0.019	0.033
東大分小学校	0.014	0.012	0.017	0.022	0.017	0.021	0.030
大分工業大学	0.020	0.013	0.022	0.023	0.017	0.021	0.023
市役所	0.035	0.046	0.031	0.028	0.021	0.023	0.027
南大分小学校	0.011	0.010	0.010	0.021	0.019	0.027	0.048
稙田小学校	0.007	0.011	0.010	0.014	0.013	0.016	0.016
竹中小学校	0.010	0.013	0.016	0.022	0.017	0.020	0.017

46年月別平均浮遊粉じん量（単位mg/㎥）

測定場所＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
東大分小学校	.0 049	0.058	——	0.070	0.047	0.120	0.054
市役所	0.044	0.053	0.046	0.066	0.064	0.098	0.055

7月平均亜硫酸ガス濃度

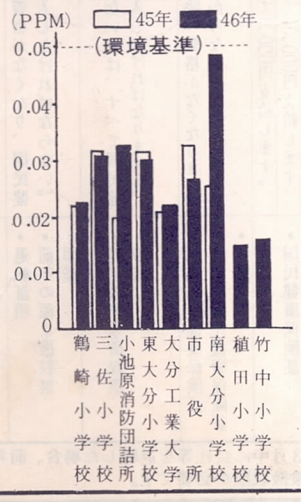

公害ミニ辞典

煙の型

4、屋根型

この型の煙の流れは大気の下層が安定（逆転）していて、上層が不安定のときにみられ、丘陵や建物に接触しない限り地上に達することはありません。

この現象は主として晴天の日没時からせいぜい1時間以内に起りやすいといわれています。

国保のページ

ふえる医療費がわからぬ保険税

予断許さぬ国保財政

赤字の危険性をはらむ

国民健康保険は市町村が一つの独立した事業主体として、その市の国民健康保険加入者のために、保険事業を行なうものです。大分市の国民健康保険事業会計の予算総額は十二億九千十一万五千円でその支出の九十五パーセントにあたる十二億二千七十三万三千円は病気の治療等で医者に支払う分です。人件費等の事務費はわずか五パーセントの六千九百三十八万二千円です。

これをまかなう財源として国からの支出金が約三分の二の七億九千七百六十二万四千円、加入者負担の税金が約三分の一の四億五千四百六十七万四千円、その他三千七百八十一万七千円で図一、二のとおり本年度も収支の均衡をえています。

ここで財政上一番問題となる医療費の内訳は、図三のようになっています。つまり医療総費用が千円かかった場合、本人は医者の窓口で三百円払います。残りの七百円は市が医者に払うわけですが、その七百円の内訳は国の支出金から四百円、皆んなで出し合った保険税から三百円支払うことになります。

今年度の当市の総医療費用額の見込（市負担分だけでなく、本人払も合計した総費用額）は約十七億円と推計されています。

従ってもしこれが仮に一割増えたとすると収入の面で国の支出はそれだけ増えますが、保険税がざっと五千万円不足することになります。

国民健康保険財政のむつかしさは「いつ」「どれだけ」費用がかかるかわからない点にあります。

予想外の支出があれば、それを補う積立金等の財源も全くなく、その支出が、そのまま赤字となってくる危険性をいつもはらんでいます。

（図一）

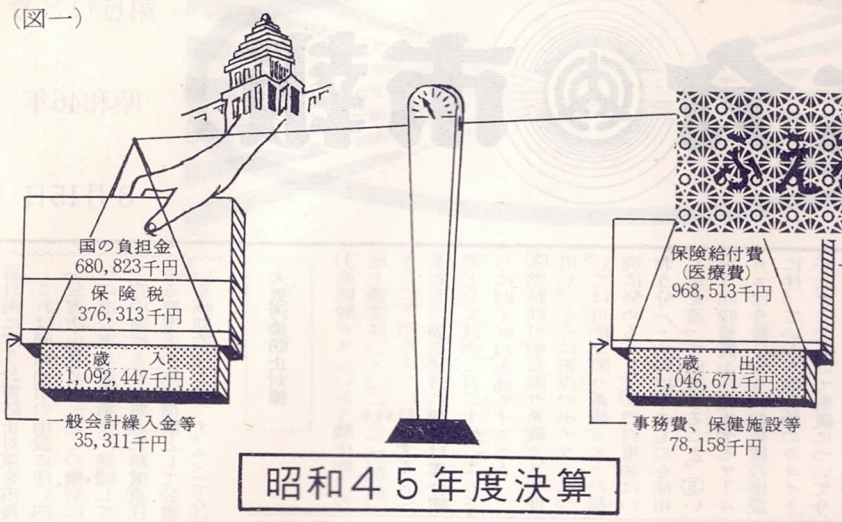

昭和45年度決算

（図二）

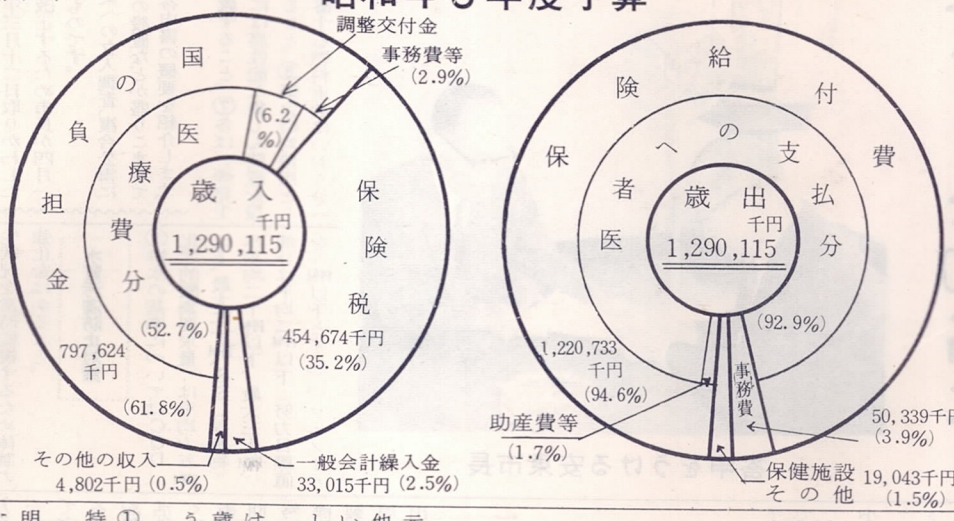

（図三）

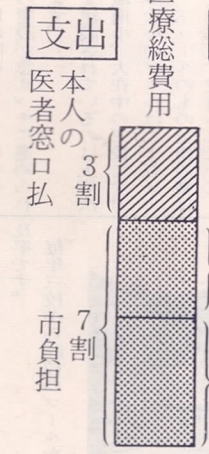

こんな人は国保に加入を

㊀生活保護を受けている人

㊁外国人（ただし中国と永住許可をうけた大韓民国の国籍を有する者は当市の国民健康保険に加入できます）

そこで自分は健康だから、国民健康保険に加入しなくてもよいだろうということはできません。保険税を出しあって、病気になったとき一時に多額の出費をしないですむように、お互役に立つことになります。また国民健康保険の方が職場の健康保険よりよいからといって加入することはできません

つまり②に該当するか、しないかで加入すべき所が決定するわけです。とくに気をつけていただきたいことは職場の健康保険に加入している人から養ってもらっている人はそちらの保険に加入しなければなりません。

①加入する人

原則として大分市に住所を有する人は国民健康保険に加入することになっていますが、次の②に該当する人は除外します。その他の人は必ず加入しなくてはなりません。

②加入できない人

㋑健康保険、船員保険、日雇労働者健康保険に加入している本人（被保険者）とその家族（被扶養者）

㋺公務員などの共済組合に加入している本人（組合員）とその家族（被扶養者）

㋩国民健康保険組合に加入している人（被保険者）

国保の届けは14日以内に

新たに当市に転入して来た人や会社、官公庁を退職した人で「健康保険が何もない」という人はいませんか。健康保険が何もない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

別表のような場合は必ず届け出てください。

もし正当な理由なく届け出をせずまたうその届け出をしたときは過料に処せられます。

さらに届け出がおくれると保険税をさかのぼって徴収されたり、医者にかかった医療費を返納させられたり、めんどうなことになりますので、忘れないように届けてください。

	国民健康保険に加入している者		国民健康保険に加入してない者	説明	持参するもの
届出をする必要のある場合	健康保険のある会社等を退職したとき	当市に転入してきたとき	届出もれ（保険がなにもない人）		
	健康保険のある会社等に就職したとき		健康保険のない人は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。	健康保険の資格がなくなり、国民健康保険に加入しなければならない。	・退職証明 ・前年の源泉徴収票 ・印鑑
	死亡したとき			国民健康保険の資格がなくなります。保険税がかからないよう取り消します。	・就職先の健康保険証 ・当市の国民健康保険証 ・印鑑
	出産したとき			葬祭費として二〇,〇〇〇円支給します。	
	助産費として二〇,〇〇〇円支給します。				
	市外に転出するとき			転出先の国民健康保険に加入しなければなりません。	・国民健康保険証 ・印鑑
	住所や世帯が変更したとき			保険証書の記入事項の訂正をします。	
	修学のため市外に転出したとき			学生用の保険証書を交付します。	・在学証明書

なお1月から3月中に会社等を退職した場合、前年および前々年の源泉徴収票が必要です。

46年度の国保税がきまる

税率は昨年並み、減税額広がる

四十六年度の国民健康保険税が本決定しました。この保険税は前年の所得額、本年度固定資産税額及び加入者数を基礎にして算定されます。しかしこれらの数字は四月にならないと確定しませんので年度はじめの一期、二期の税額は昨年度と同じ年税額と仮定して納めてもらっています。

り均等割額	一世帯当り平等割額
,440円	1,800円
576円	720円
864円	1,080円

八万円を加算した額以下の場合は四割減を減額します。

たとえば五人家族で一人だけ加入していれば五分の四減額します

そこで擬制世帯にあっては、国民健康保険に加入していない家族の異動についても届け出なければなりません。

納税相談をします

老人医療費が無料

77歳以上の方を対象に

当市では、高齢者がいつまでも元気であってほしいと念願して、他都市がまだあまり行なっていない頃から、老人の医療費を無料にしています。

これまでは八十五歳以上の人だけでしたが八月一日から、七十七歳以上の人が恩恵をうけられるようにしました。

取り扱いは次のようにします。

①当市の国保加入者で、これまで特別の保険証㊁をもらっている人（七月末日まで当市に住んでいて明治十九年六月三十日までに生れた者）この人はこれまでどおり保険証をみせて病院での支払はしなくてよいです（ただし入院の場合は最初の一ヵ月は一日につき六十円負担）

②満七十七歳以上の人

これからは国民健康保険の特別の保険証㊁は発行しません。

普通どおり、一応医者に一部負担金を支払って「高齢者に対する医療費の助成金の申請書」に医者の領収証明をしてもらって、社会課窓口に提出してください。

後で本人負担相当分を現金でお返しします。

なお高額所得者など一部支給の制限がありますので、不審な点は社会課に問い合わせてください。

③今後八十五歳に達した人

前の②と同じ手続きとなります

窓口の一本化のため、今後は国保の特別の、保険証㊁は発行しません。

無料移動診療所を開設

本年度は百木・石川地区で

㊀㊁㊂㊃

医療施設に乏しい地区の方の健康保持増進を図るために、市では県に依頼して、毎年移動診療所を開設しております。

この診療所は主として、内科、外科を対象として行ないます。

平素から少し悪いと思いながら無理を重ねている人、自覚症状のある人などは、そろって受診してください。

諸検査、診察、投薬などは市が区に回覧板でお知らせします。

㊀㊁㊂㊃

国保加入者の乳児の健全な発育を願って、生後三ヵ月たった乳児を対象に毎月育児相談を行なっています。当市では、年間約四千四百人前後の赤ちゃんが生れておりこの内約九百人が国保加入者です

これらの乳児を対象に体位の測定、医師の診断による疾病の早期発見、健康相談などを行なっていますので、通知が届きましたら、

健康世帯を表彰

大分市では、前年度中一度も国民健康保険の医療を受けないで、しかも、保険税を各納期とも納期内に完納した世帯に記念品を贈り表彰しています。

市の国民健康保険では、平均すると、一人当り年四・八回医者にかかっているのですが、表彰される家庭では家族全員一年間に一回も医者にかかることもなく健康なくらしをしており保険税を率先完納していただき国保財政に大きく貢献しております。

前年度は五百五十世帯が表彰されました。

今年度はこういう健康家庭がぐんぐんと増えて、明るい健康な都市になりたいつもりです。

夏は睡眠時間を

こんな場合国保は使えますか

交通事故の場合

（問）交通事故のため手術、入院などを行なった場合、健康保険で治療を受けることはできるでしょうか。また、このような場合はどのような手続きが必要ですか。

（答）結論から先に申しますと交通事故の場合にも他の傷病と何等かわりなく、健康保険で治療を受けることができます。

交通事故については自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）によって治療費が支給されるため、健康保険は使えないと思われている方があるようですが、そういうことはありません。交通事故の場合では届出でもらう必要があります。届出用紙は国民健康保険課に用意してあります。また、電話で届け出ても結構です。

県外で病気になったら

（問）県外において旅行中などで病気になった場合、大分市国民健康保険証は使えますか。

もし、健康保険が使えない場合は何か救済方法はないものでしょうか。

（答）国民健康保険は地域保険ですので、あなたの住所の属する大分県の範囲内で医療給付を行なう建前となっています。このため、県外で病気にかかった場合、大分市国保は使えません。（ただし県外で、あなたのかかった病院などが大分県についても保険給付を行なうことを申し出ている場合は医療給付を受け

大分市役所各課配置図

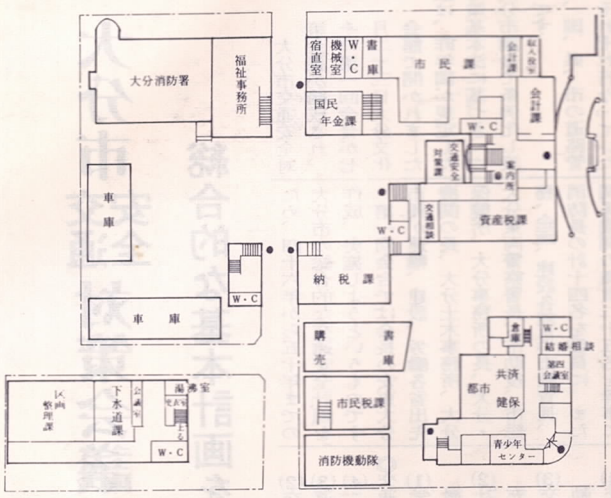

一階平面図

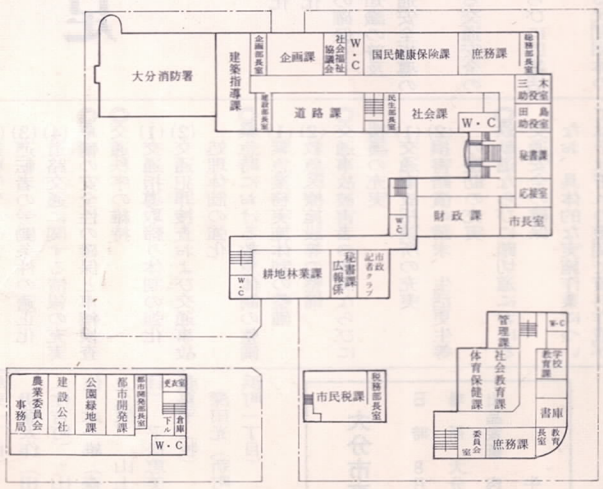

二階平面図

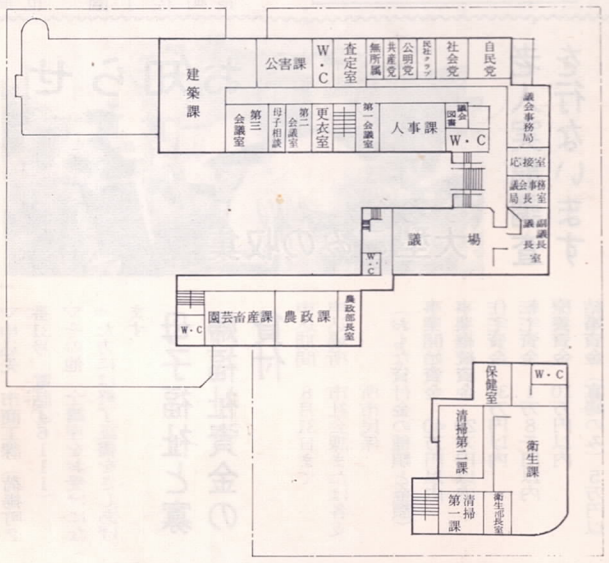

三階平面図

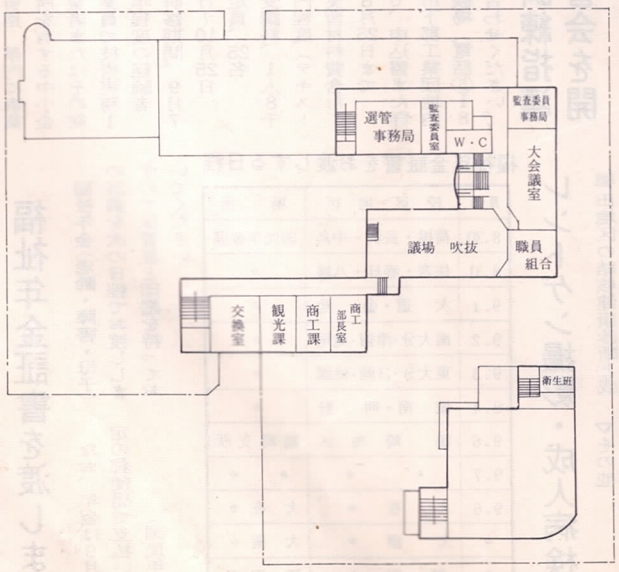

四階平面図

国民健康保険税の計算方法 及び 税率

㋑	所得割額	課税所得金額× $\frac{4.2}{100}$（注．1）
㋺	資産割額	本年度固定資産税額× $\frac{16}{100}$（土地・家屋分）
㋩	均等割額	国保加入者数× 1,440円
㋥	平等割額	1世帯につき…… 1,800円
	合計 ㋑＋㋺＋㋩＋㋥	1年間の保険税

ただし年税額が80,000円をこえた場合は80,000円で打切ります。

（注1）課税所得とは次の計算によります。

営業所得
不動産所得
農業所得
その他
から基礎控除（140,000円）を引いた額。

給与所得の場合次の①と②を引き更に基礎控除（140,000円）を引いた額

①給与所得控除

- 収入金額が90万円まで　収入金額× 0.2＋8万円
- 〃　90万円から 110万円未満　収入金額×0.19＋8万9千円
- 〃　110万円から 210万円未満　収入金額×0.09＋19万9千円
- 〃　210万円から 410万円未満　収入金額×0.04＋30万4千円

②給与特別控除

収入金額の5％（2万円をこえる場合2万円）

保険税の計算例

（仮定）・前年給与　100万円　・家族　3人（国保加入者）
・本年度固定資産税額　1万円

㋑ 所得割額	①給与控除 100万円×0.19＋8万9千円＝27万9千円 ②給与特別控除 100万円×0.05＝5万円→2万円 ③基礎控除　14万円 （計算）100万円－27万9千円（①）－2万円（②）－14万円（③）＝56万1千円 56万1千円（課税所得）× $\frac{4.2}{100}$（税率）＝23,562円
㋺ 資産割額	10,000円× $\frac{16}{100}$＝ 1,600円
㋩ 均等割額	3人× 1,440円＝ 4,320円
㋥ 平等割額	1世帯…… 1,800円
合計（年税額）	31,280円（10円未満切捨）

本決定しました。この保険税は前年の所得額、本年度固定資産税額及び加入者数を基礎にして算定されます。しかしこれらの数字は四月にならないと確定しませんので年度はじめの一期、二期の税額は昨年度と同じ年税額と仮定して納めてもらっています。

そこで今回前年の所得、本年度の固定資産税をもとに正式に税額を計算し、年税額を決定し、すでに納めてもらった一期、二期分を差し引き、残額を四回に分け、それぞれの納付期日に納めていただくことになりました。

税率は昨年度と同じで、計算方法も変りなく次のとおりです。

低所得者は安くなる

所得の少い人は均等割と平等割をさらに安くします。

〔対象者〕

①総所得金額が十四万円以下の場合は六割減

②総所得金額が十四万円に国保加入者（世帯主を除く）一人につき四割減

	一人当り均等割額	一世帯当り平等割額
基準税額（普通の場合）	1,440円	1,800円
①の場合の税額（6割減額後）	576円	720円
②の場合の税額（4割減額後）	864円	1,080円

この他災害その他特別の理由により生活が困難な場合、保険税の減免もいたします。

擬制世帯も減額します

世帯主が国民健康保険に加入してなく、他の保険に加入していることを擬制世帯といいます。この場合やはり世帯主の所得に保険税はかかります。ただし全家族数に対し国民健康保険に加入してない家族の割合に応じ、その分だけ税たとえは五人家族で一人だけ加入していれば五分の四減額します

そこで擬制世帯にあっては、国民健康保険に加入していない家族の異動についても届け出なければなりません。

納税相談をします

保険税の本算定の結果は八月二十日頃にはお届けします。もしご不審の点がありましたら、次の日程で担当者が各支所に出向きますので、お気軽におたずねください

▽本庁…毎日（いつでもどうぞ）
▽鶴崎、大南、坂ノ市、稙田の各支所…八月二十七、二十八、（土曜日は正午まで）三十・三十一日
▽大在支所…八月三十、三十一日

開設しております。

この診療所は主として、内科、外科を対象として行ないます。

平素から少し悪いと思いながら無理を重ねている人、自覚症状のある人などは、そろって受診してください。

諸検査、診察、投薬などは市が負担しますので、一切無料です。

なお今年度は次のとおり行なう予定です。

本年度実施地区
▽大南地区　百木
▽稙田地区　石川

実施月日
九月または十月の予定
日時が確定しましたら、関係地

被保険者に保険証を

保険証（国民健康保険被保険者証）は国民健康保険に加入していることの証明書であり、原則として、一世帯に一枚です。しかし次のようなときは、一枚で困るので特別の保険証を交付します。

㊥の保険証
国保加入者が大学等に修学のため他都市へ居住するとき。

㊦の保険証
国保の加入者が旅行または出かせぎなどで一定期間住所を離れるとき。

なお保険証は二年ごとに新しいものととりかえます。

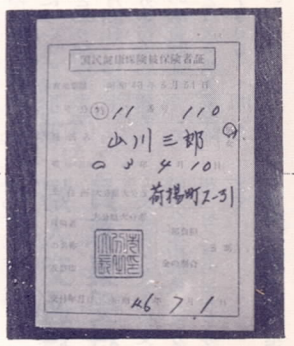

保険証の正しい使い方

(1)診療を受ける時は必ず病院などの窓口へ保険証を提示してください。

(2)治療がすんで、保険証を受取る時は医療給付記録欄に記入されているか確かめてください。

(3)治療がすんで、保険証を病院に預け放しにしないでください。

(4)保険証は金券と同じですので、大切に保管し、もし紛失した場合は、ただちに国民健康保険課へ届け出てください。

(5)保険証の記載事項に変更があった場合は必ず保険証と印鑑を持参してください。

保険税の納期

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

夏は睡眠時間を十分に取りましょう

れました。

今年度はこういう健康家庭がぐんぐんと増えて、明るい健康な都市になりたいものです。

こんな国保は使え

合、大分市国保は使えません。（ただし県外で、あなたのかかった病院などが大分市国保について保険給付を行なうことを申し出ている場合は医療給付を受けることができます）

したがって、もしあなたが県外で急病にかかった場合には医療給付は受けられないわけですが、この場合あとで治療費については「療養費」として市に請求することができます。

療養費の請求手続きは国民健康保険課に用意してある所定の用紙に、医者が証明した療養費明細書と領収証をそえて提出してください。

め、健康保険は使えないと思われている方があります。そういうことはありません。交通事故の場合でも健康保険は使えます。

ただし、健康保険で治療を受けた場合、市は治療に要した費用を加害者に請求する場合もありますが、このことは市と加害者との間で話し合いをするわけですから国保加入者にご迷惑をおかけすることはありません。

最後に手続きについてですが事故を起した関係者の住所、氏名、事故の状況を直ちに市国民健康保険課（電話④六一一一）に

国保給付一覧表

療養給付	医者にかゝった場合の治療費などの七割を市が医者に支払います。したがって医者の窓口では、三割だけ支払えばよいわけです。 緊急その他やむを得ない理由で保険証が使えず、治療費などを全額支払った場合、国が定める診療報酬額の七割を現金で支払います。 その他、柔道整復師の施術およびコルセット、きゅう、はり、マッサージなども医者が必要と認めた場合、支給の対象となります。
療養費	国保加入者が出産したとき、一〇、〇〇〇円を支給します。
助産費	国保加入者が出産し、生れた子を引続き育てる場合一、二〇〇円を支給します。
育児手当金	国保加入者が死亡したとき、二、〇〇〇円を支給します。
葬祭費	

歩行者事故の絶滅

大分市交通安全対策会議が発足

総合的な基本計画を作成

大分市交通安全対策会議が結成され、その第一回会合が七月二十三日大分文化会館で開かれました。

この会議は、昨年国が規定した交通安全対策基本法に基づき、六月の定例大分市議会で条例化し設置したものです。

これまで、国、県、市の道路管理者などがそれぞれ行なっていた安全施設整備、交通規制、被災者救済対策、安全思想教育などを一本化し、陸上交通の安全を図るため、四十六年から五十年までの大分市の総合的な交通安全計画を作成、実施しようというものです。

第一回会合では会長の安東大分市長が運輸、建設、労働各省出先機関の長、大分土木事務所、大分保健所、大分事務所の長、大分・大分東両警察署長、市助役、市総務、企画、建設各部長、市教育長、消防長の計十四名を委員に、また関係機関の職員二十五名を幹事にそれぞれ任命し、五カ年の基本計画と今年度の実施計画の作成に入りました。

第1回　交通安全対策会議

とくにこの計画では人命尊重の立場から交通事故による死者なかでも交通事故死者の三分の一強を占める歩行中の死者の減少を図ることに重点をおいています。

目標達成のための施策はつぎのとおりです。

◎道路交通環境の整備

(1)道路交通安全施設等の整備

(2)交通規制の合理化

(3)道路使用の適正化

(4)こどもの遊び場の確保

◎交通安全に関する知識の普及

(1)学校における交通安全指導の徹底

(2)社会教育における交通安全の充実

(3)交通安全運動ならびに広報活動

(4)交通安全に関する民間団体の育成指導

◎車輌の安全な運転の確保

(1)運転者の教育の充実

(2)運転管理の改善

(3)運転者の労働条件の適正化

(4)道路交通に関する情報の充実

◎車輌の安全性の確保と車輌検査

◎交通秩序の維持

(1)交通指導取締り体制の強化

(2)交通犯罪捜査および交通事故処理体制の強化

◎緊急時における救急体制の整備

(1)緊急業務実施体制の整備

(2)救急医療施設等の整備

◎交通事故被害者の救済ならびに援護の充実

(1)交通事故相談所の充実

(2)損害賠償の請求、生活更生等の援助の充実

◎鉄軌道ならびに踏切道における交通安全の確保

なお、具体的な実施作業についてはそれぞれの機関で資料作成が行なわれ、八月下旬開かれる二回目の会議で決定します。

市民の消費生活

ふえる転送野菜

農林省では昨年一年間の青果物卸売市場についての調査結果をまとめました。

それによると中央市場から地方市場など、二ヵ所以上の市場を転々と上場される転送野菜が前年より八パーセント増で四十万トンとなっています。

これは卸し売り総量の四・五パーセント（前年は四・三パーセント）を占めていることになります。

これは価格のつり上げ、流通経費の増加などにつながり異常高値の元凶となっているため野菜価格の安定対策がのぞまれています。

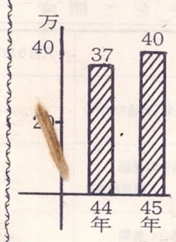

住民福祉の充実めざし

第二回社会福祉大会を開く

第二回大分市社会福祉大会が七月三十日文化会館大ホールで約千人の関係者が参加して行なわれました。

今大会では「住民福祉の充実をめざして」を主題にとり上げました。

まず多年社会福祉に功労のあった人達に表彰状と感謝状が安東市長から贈られました。

そのあと安東市長のあいさつ、後藤県厚生部長、川上市議会議長長野県社協会長の祝辞がありました。

式終了後は社会福祉に活躍している人、実際に逆境を体験した人達の貴重な意見発表があり、参会者に感銘を与えました。

大会宣言では積極的に地域住民福祉の充実をめざしてまい進することを誓いあいました。

被表彰者等は次のとおりです。

（敬称は略します）

〈会長表彰〉

後藤太郎（下判田）　油布アヤ子（中戸次）　岩田久野（三川）　中尾績（大手町二丁目）　椎原忠（宮河内）　進藤一郎（大手町一丁目）　小野稗子（細）　江藤キクエ（下徳丸）　安東忠吉（横尾）　竜華保育園　さくら保育園　大在保育園　大南地区社会福祉協議会　稙田地区社会福祉協議会

〈会長感謝状〉

佐藤邦光（牧）　佐藤一男（中島東一丁目）　利光ミツ（東萩原）　伊藤太作（田ノ浦）　橋本圭也（住吉町）　山下兼夫（松岡）　佐々木一雄（森町）　洗心保育園（久原）　山上民也（府内町一丁目）　平松恵美子（千代町）　佐藤喜平（牧）　永松文治（中央町）　深田光（新町）　萩原道信（長浜町一丁目）

九月一日から家屋調査をします

新築、増築家屋の調査を次のとおり行ないます。

この調査は四十七年度固定資産税をかけるため家屋を適正に評価するため行なうものです。

調査は評価の均衡、税負担の公平を期して、綿密に行なうため家庭内に立ち入って調査させていただきます。

みなさんのご協力をお願いいたします。

▽調査対象になる家屋

四十六年一月二日から四十七年一月一日までの間に新築、増築したすべての家屋

▽調査期間

九月一日から来年一月三十一日までの順次実施する予定です。

▽調査員

市資産税課職員、支所税務係職員が調査にあたります。

調査にあたる職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しております。

公民館だより

中央公民館行事○印会場文化会館その他中央公民館

8月21日	大分地区主事会10時半	
8月21日	短歌教室13時	
8月23日	書道教室B 10時○	
8月24日	民踊教室13時半	
8月24日	俳画教室B 10時○	
8月24日	俳画教室A 13時○	
8月25日	書道教室C 10時○	
8月28日	川柳教室A 13時○	
8月31日	民踊教室13時半	
9月1日	書道教室A 10時○	
9月2日	書道教室B 10時○	

大分市畜産共進会

日時　8月31日　8時30分

場所　大分家畜市場（鬼崎）

出品家畜　肉用牛、乳牛、肉牛、種豚、肉豚

お知らせ

大型ごみの収集

老人実態調査を行ないます

市では、8月10日から8月31日まで市内に住む65歳以上（明治39年8月1日以前に生まれた者）のおとしより全員を対象に老人実態調査をしています。

これはこんどの老人福祉対策の基礎資料とするため行なわれるものです。

調査には民生児童委員2百67人が戸別訪問し、老人に面接して聞きとり調査をします。

調査内容は健康状況、住居の状況、家族構成、職業、就業形態など17項目について調査します。

また、7月15日号市報でお知らせしましたねたきり老人見舞金の該当者調査もあわせて行ないます。

みなさんのご協力をお願いします。

消費生活通信講座生を募集

家庭にいて消費生活の勉強ができる「消費生活通信講座」の第1期受講生を次のとおり募集しています。

▽学習期間　46年9月から47年3月

▽学習方法　①毎月定期的に教材を配付します。②年2回スクーリングを開きます。

▽講師　消費生活コンサルタントなど専門の講師が担当します

▽募集締切り　8月25日まで、▽申込先　市商工課（荷揚町2番31号　電話④6111）

▽その他　全講座をお受けになった方には終了証書をさしあげます。

母子福祉と寡婦福祉資金の貸付

申込期間　8月31日まで

申込場所　市社会課または各支所市民係

（おもな貸付金の種類と金額）

事業開始資金	40万円以内
事業継続資金	20万円以内
住宅資金	30万円以内
転宅資金	1万8千円以内
療養資金	10万円以内
結婚資金（寡婦のみ）	5万円以内

くわしいことは市社会課（電話④6111）または各支所市民係へ問い合わせください。（社会課）

雇用促進融資第2次募集

雇用促進事業団では、46年度雇用促進融資の第2次募集を行ないます。

▽融資受付　9月1日～10月20日

なお、この制度の内容および募集手続等についての現地説明会をつぎのとおり開催します。

▽日時　8月25日　13時半

▽場所　大分銀行本店会議室

その他この融資制度についての詳しいことは大分県失業保険課（電話④7906）へ問い合わせください。

婦人電気教室生を募集中

申込み　電話またはハガキで九州電力サービスセンター（金池町一の三の二）（⑥4121）

開講期間、9月～11月（月2回）

内容　やさしい電気の基礎知識奥様にできる器具修理、テープルマナーの実際、テレビの調節と手入れなど。（九州電力）

職業訓練指導員講習会を開く

講習期間　9月6日～11日

場所　県職業訓練協会（千代町）

受付期間　8月31日まで

受付場所　県職業訓練課（大手町3丁目1の1）

対象者　(1)免許職種に関し15年以上の実務の経験を有する者。(2)免許職種に関し1級の技能検定に合格した者。

講習修了時に確認テストが実施され、合格者には申請により職業訓練指導員免許証を交付します。くわしいことは県職業訓練課（⑥1111）まで問い合わせください。

婦人交通指導員募集受付中

交通安全協会大分支部では、婦人交通指導員（大分警察署勤務）をつぎのとおり募集しています。

▽資格　20歳未満の未婚者で、身長百55cm以上、両眼視力1.0以上、弁色力の正常な身体強健な方。

▽受付期間　8月末日まで

▽採用試験　9月上旬　筆記による作文と口述試験

なお詳しくは交通安全協会大分支部（電話⑥2131）へ問い合わせください。

「家出人を捜す相談所」の開設

○日時　9月2・3日　9時～16時

○場所　大分警察署3階会議室

技術者中接溶研修生募集

▽資格、県内に事業所を有する中小企業者またはその従業員で技術実務1年程度の経験者

▽研修期間、9月7日～10月25日

▽定員、25名

▽受講料、1人8千円程度（テキスト実習材料費含む）

▽受付期間、8月25日まで

受講希望者で、申込書また詳しくは、大分市下郡工業団地内大分県工業試験場（電話⑤1855）へ問い合わせください。

福祉年金証書を渡します

福祉年金（老齢・障害・母子）の証書を次の日程でお渡しします。すべて保管証と印鑑を持っておいでください。

なお、年金は9月6日から指定の郵便局で支払います。（国民年金課）

福祉年金証書をお渡しする日程

月日	校区・地区	場所
8.30	荷揚・長浜・中島	国民年金課
8.31	住吉・春日・八幡	〃
9.1	大道・金池	〃
9.2	南大分・津留・滝尾	〃
9.3	東大分・日岡・桃園	〃
9.4	城南・明野	〃
9.6	鶴崎地区	鶴崎支所
9.7	〃　〃	〃　〃
9.6	大在〃	大在〃
〃	大南〃	大南〃
〃	稙田〃	稙田〃
〃	坂ノ市〃	坂ノ市〃
〃	丹生〃	丹生出張所

レントゲン撮影・成人病検診

稙田地区の結核健康診断と成人病検診をつぎのとおり行ないます。該当者は必ず受けてください。

○対象者

①結核検診　15歳以上の人（高校、大学生及び50人以上の従業員を有する事業所に勤務している人は除きます）

②成人病検診　30歳以上の人

▽経費　無料

▽その他

①レントゲン撮影は着物を着たまま行ないます。

②成人病検診は血圧測定と検尿を行ないます。

③検診の結果、異常のあった人には本人あて通知し、異常のない人には通知を省略いたします

④異常のあった人には精密検査療養生活の指導もいたします。

（衛生課）

レントゲン検診日程（東稙田地区）

実施月日	地区	実施場所	時間
9月6日	旦の原	旦の原公民館	10・00～11・30
	寒田	寒田公民館	13・00～15・00
9月7日	旦の原ハイツ	旦の原ハイツ	9・00～10・00
	敷戸	敷戸公民館	10・00～11・30
	敷戸団地	市営集会所	13・00～15・00
9月8日	宮崎	宮崎公民館	10・00～11・30
	下郷野・野田・大迫	軒田公民館	13・00～15・00
9月9日	光吉	光吉公民館	10・00～11・30
	田尻、小原	東稙田公民館	13・00～15・00
	光吉新地		
9月10日	石川、松岡	石川公民館	10・00～11・30
	高城、川中村	高城公民館	13・00～15・00

（注）レントゲン撮影を各会場で受けなかった方は、次の場所で受けてください。
9月10日　17時～19時　東稙田小学校

レントゲン・成人病検診日程（稙田地区）

実施月日	地区	実施場所	時間
9月2日	内稙田	内稙田公民館	10・00～11・30
	塚野・胡麻鶴	（レントゲン塚野バス停）	
		胡麻鶴公民館	13・00～15・00
9月3日	平野、口戸	口戸公民館	10・00～11・30
	大南、木ノ上、木の上新町、木の上団地	木の上公民館	13・00～15・00
9月6日	賀来、田島団地、田原上庄	上庄公民館	10・00～11・30
	下庄、市	稙田農協	13・00～15・00
9月7日	上、下小野鶴	（レントゲン農協倉庫前）	
	田原	森田万平氏宅	10・00～11・30
		田原公民館	13・00～15・00
9月8日	下横瀬、鬼崎、上横瀬	下横瀬公民館	10・00～11・30
		上横瀬公民館	13・00～15・00
9月9日	粟野　桑市　雄城	谷口百良氏宅	10・00～11・30
	上宗方	上宗方公民館	13・00～15・00
9月10日	八万田、下宗方	大全寺	14・00～16・00

（注）レントゲン撮影を各会場で受けなかった方は、次の場所で受けてください。
9月10日　17時～19時　稙田支所